病児保育利用料の助成について

多子世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的に、平成 29 年 7 月 1 日より、病児保育事業を利用した場合の利用料の一部を助成します。

〈病児保育事業とは・・・〉

対象児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、当面の病状の急変が認められない場合において、当該児童を市が認めた病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。

対象児童

病児保育事業を利用する時点において、かほく市内にお住まいのお子さんで以下に該当する<u>保</u>育所等の保育料が〇円あるいは幼稚園就園奨励費が満額支給されている児童

(1)保育所(園)・認定こども園入所児童

第2子以降

教育認定1号 市町村民税額所得割合算額が77,101円未満の世帯 保育認定2・3号 市町村民税額所得割合算額が57,700円未満の世帯

第3子以降(18歳以下の児童が3人以上いる世帯の第3子以降)

教育認定1号 市町村民税額所得割合算額が211,201円未満の世帯 保育認定2・3号 市町村民税額所得割合算額が169,000円未満の世帯

(2) 幼稚園入所児童

第2子以降 市町村民税額所得割合算額が77,101円未満の世帯 第3子以降 市町村民税額所得割合算額が211,201円未満の世帯

(18歳以下の児童が3人以上いる世帯の第3子以降)

※18歳以下の児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者とする。

対象月

平成 29 年 4 月分から

助成額

1日あたり 2,000円(上限)

申請者

対象となる児童の保護者

(※病児保育事業利用料支払月の翌月の1日から1年以内に申請してください。)

申請時に必要なもの(※子育て支援課窓口で申請してください。)

- 病児保育事業利用料が明記された領収書
- ・課税証明書(かほく市で課税状況が確認できない人のみ)
- 印鑑

その他

- 対象の可否は病児保育を利用した月の保育料で判断します。
- ・幼稚園入所児童については、幼稚園就園奨励費補助金の額の確定後に助成金を支給します。 確定した区分によっては、対象外となる場合もありますので、ご了承ください。

[お問い合わせ先]

かほく市子育て支援課 保育係 電話:076-283-7155